

# (3) 都道府県財政比較分析表(普通会計決算)

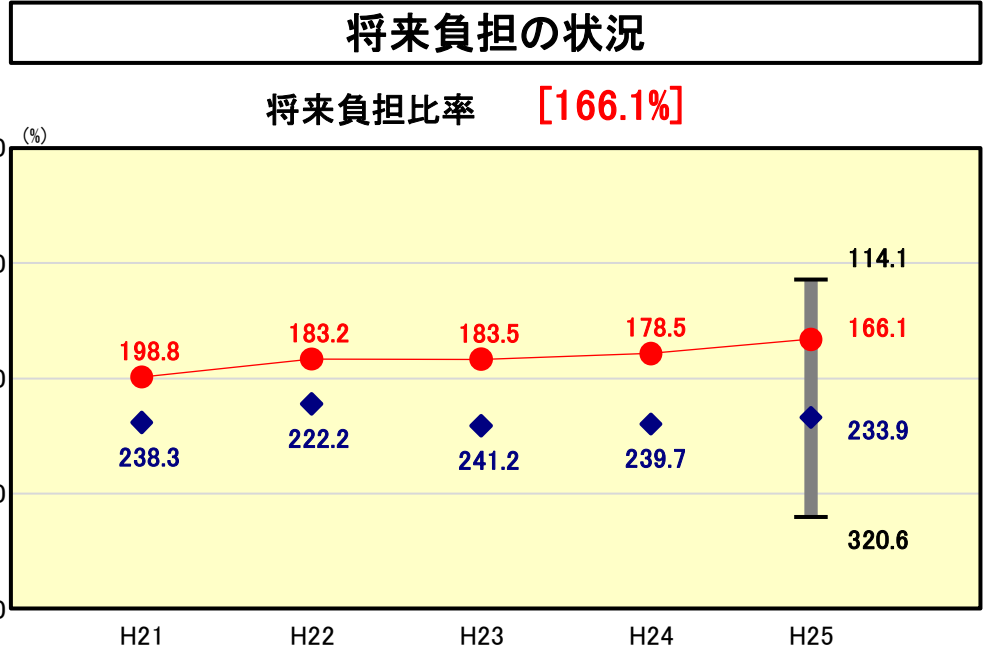
平成25年度

愛媛県

人口	1,436,527	人(H26.1.1現在)	実質赤字比率	-	%
うち日本人	1,427,866	人(H26.1.1現在)	連結実質赤字比率	-	%
面積	5,678.51	km <sup>2</sup>	実質公債費比率	13.5	%
歳入総額	630,793,132	千円	将来負担比率	166.1	%
歳出総額	615,451,031	千円			
実質収支	1,788,347	千円	グループ	H21 C H22 C H23 D	
標準財政規模	349,171,946	千円	(年度毎)	H24 D H25 D	
地方債現在高	1,040,663,329	千円			

● 当該団体値  
◆ グループ内平均値  
T グループ内の最大値及び最小値

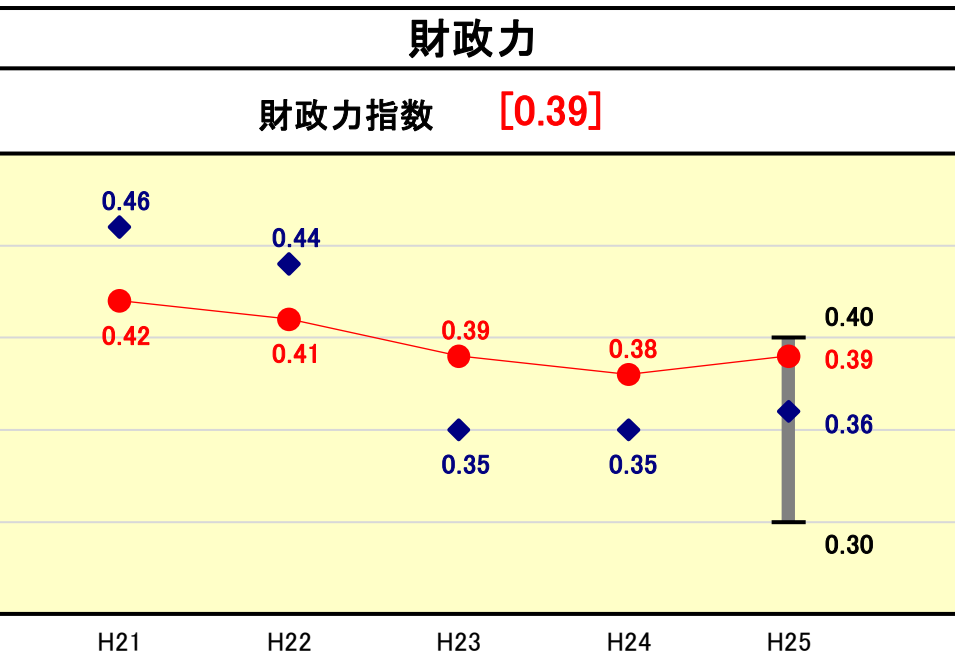
※ グループとは、道府県を財政力指数の高低によって5つに分類したものである。  
〔 Aグループ 1.000以上、Bグループ 0.500以上1.000未満、Cグループ 0.400以上0.500未満、Dグループ 0.300以上0.400未満、Eグループ 0.300未満 〕  
※ 「人件費・物件費等の状況」の決算額は、人件費、物件費及び維持補修費の合計である。ただし、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含まない。  
※ 住民基本台帳関係年報の調査基準日変更に伴い、平成25年度の住民基本台帳人口については、平成26年1月1日現在の住民基本台帳に登録されている人口を記載している。



グループ内順位 2/13 都道府県平均 200.7

#### 将来負担比率の分析欄

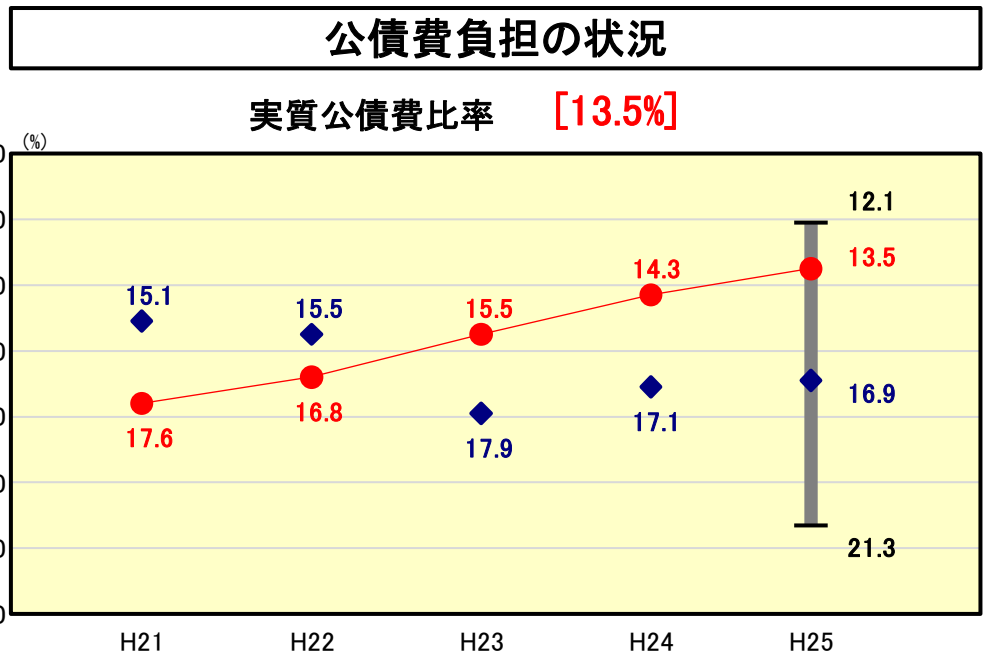
職員数の減等に伴う退職手当負担見込額の減少や、財政調整基金等の積み増しによる充当可能基金の増加などにより、比率は低下した。今後も、将来負担に配慮しつつ地方債発行を行うなど、引き続き財政運営の適正化に努める。



グループ内順位 4/13 都道府県平均 0.46

#### 財政力指数の分析欄

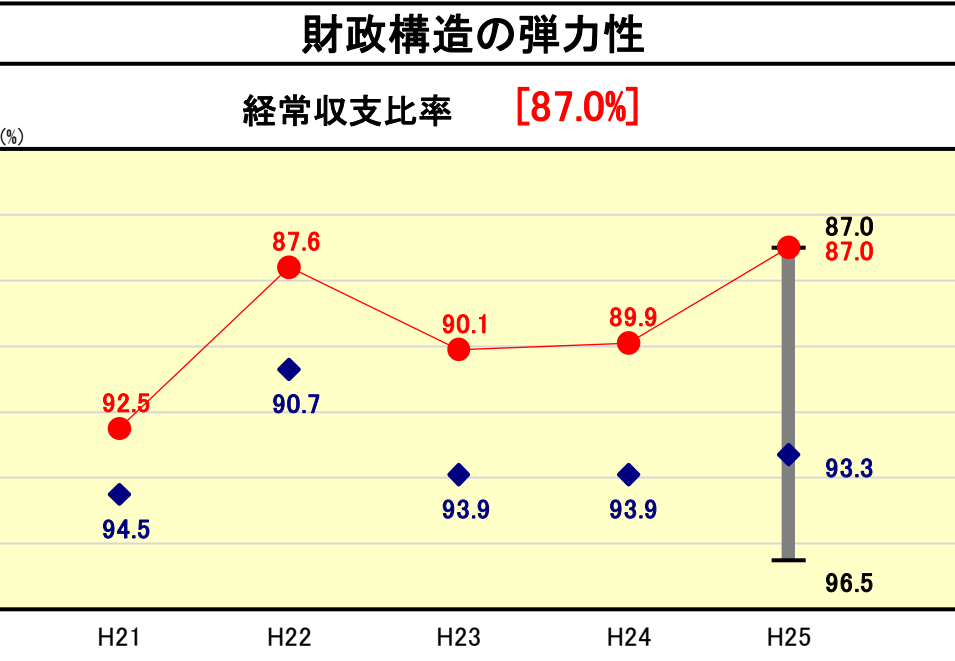
景気の低迷による個人・法人関係税収の落ち込みにより、21年度から24年度まで下降傾向にあったが、企業業績の回復による法人関係税収の増により、25年度は上昇に転じた。引き続き、県税滞納額の縮減等による歳入確保と事務事業の徹底した見直しによる歳出抑制に取り組み改善に努めていく。



グループ内順位 3/13 都道府県平均 13.5

#### 実質公債費比率の分析欄

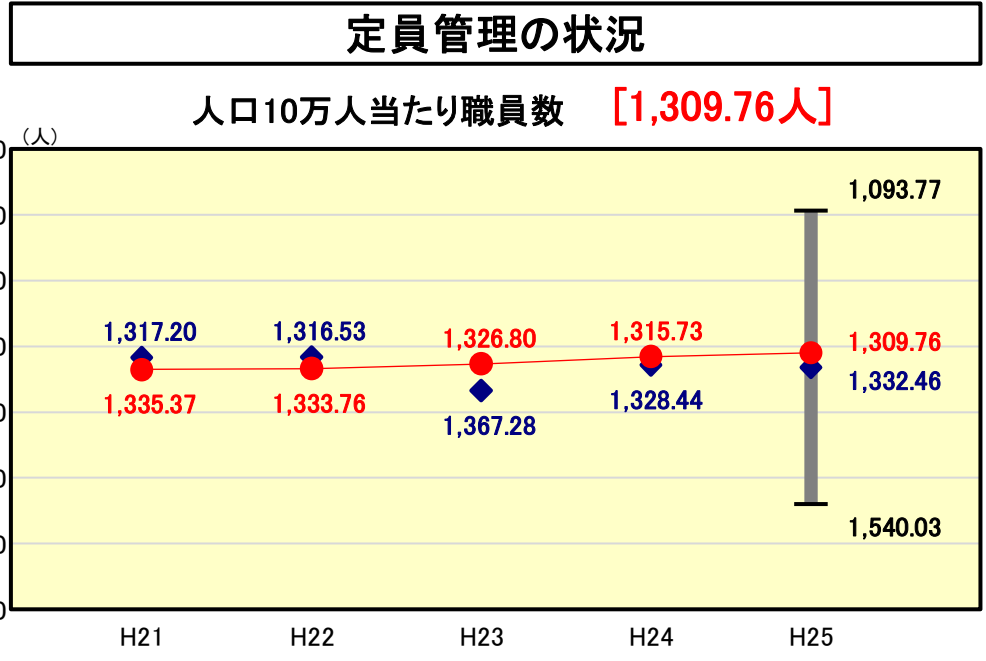
過去の景気対策等に伴い発行した臨時財政対策債を除く地方債の元利償還がピークを過ぎたことや、低利の地方債の割合が上がっていることから、比率は低下してきている。今後も、交付税措置のある地方債の優先活用や公債費の平準化により、公債費負担の軽減に努める。



グループ内順位 1/13 都道府県平均 93.0

#### 経常収支比率の分析欄

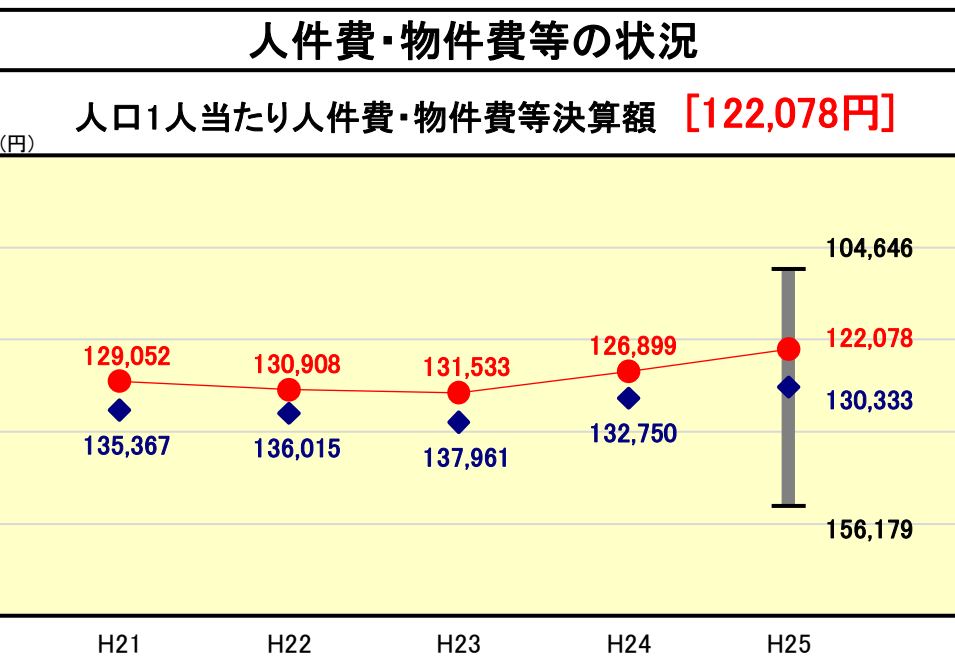
社会保障関係経費等の増による歳出の増がある一方、職員給与の減額措置による人件費の縮減により、改善している。類似団体の平均を下回っており、今後も県税の滞納整理強化、公債費の適正管理、職員定員の適正化などにより改善に努める。



グループ内順位 4/13 都道府県平均 1,109.10

#### 人口10万人当たり職員数の分析欄

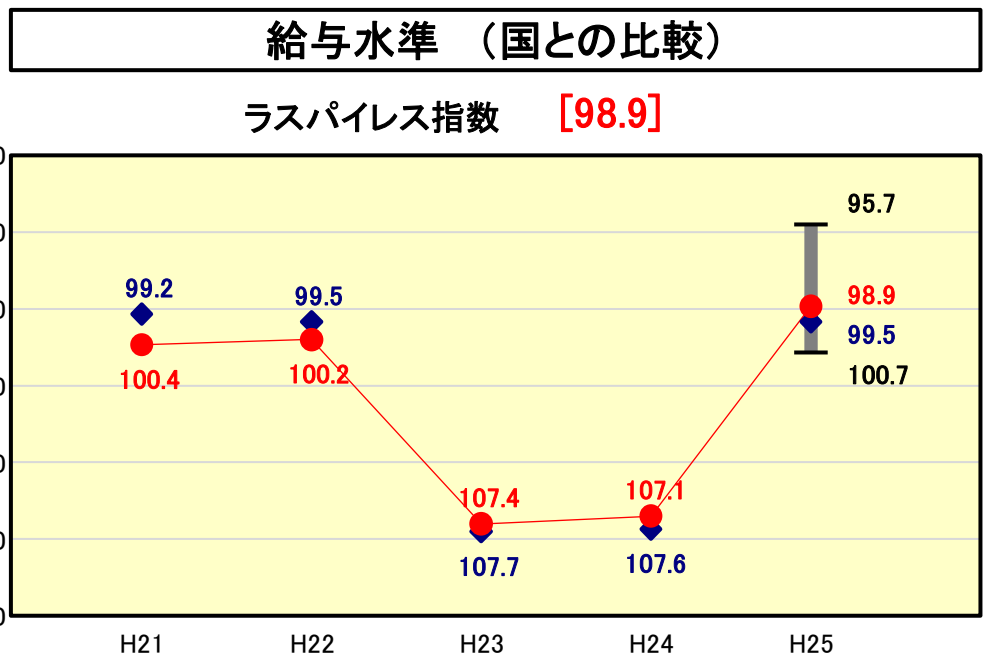
普通会計部門の職員数については、「愛媛県構造改革プラン」に基づき、18年度から23年度までの6年間で1,511人(7.2%)の削減を行った。引き続き、23年度の一般行政部門の職員数を27年度までに160人程度(4%)削減する第五次定員適正化計画を策定し、定員削減に取り組むとともに、教育及び警察部門においても、法令による職員配置基準に留意しながら、一般行政部門に準じた定員の適正化に努める。



グループ内順位 4/13 都道府県平均 112,712

#### 人口1人当たり人件費・物件費等決算額の分析欄

職員定数の適正化を図り人件費の削減に努めている。県の財政構造改革基本方針(H18~22)や財政健全化基本方針(H23~26)に基づく徹底した事務事業の見直しに加え、25年度は職員給与の減額措置を行った結果、前年度に比べ人口1人当たり決算額は減少した。今後も総人件費の抑制や内部管理経費の削減など徹底した見直しに努める。



グループ内順位 3/13 都道府県平均 99.9

#### ラスパイレス指数の分析欄

本県のラスパイレス指数は98.9と国よりも低くなっており、都道府県平均を1.0、グループ内平均を0.6下回っている。本県の給与水準は、従来から人事委員会勧告の実施により、地域民間給与との均衡が図られている。また、特殊勤務手当の見直しや技能労務職の給与水準の見直しなど、給与制度全般について適正化に取り組んでおり、今後も引き続き給与水準の適正化等に努めていく。